

## 第5章 計画の実現に向けて

---

- 1 役割と連携
- 2 成果指標
- 3 計画の進行管理

## 1 役割と連携

本計画の推進にあたっては、「市民」、「事業者」、「関係団体」、「函館市（行政）」が、本計画に掲げる基本目標を共有し、それぞれの役割を果たし、ともに取り組むことが重要です。

### (1) 市民の役割

市民は、まちづくりの主体であり、本計画を進めていくにあたり主役となります。

自身が居住または所有する住宅を適正に管理するとともに、良質で安全な住宅ストックの形成に主体的にかかわることが求められています。

また、自らの住まいを社会的財産と認識して質や魅力の向上に努めつつ、周辺環境との調和に配慮するなど、魅力的なまちなみの形成に積極的に関わるとともに、自身が地域コミュニティの担い手として、地域と協働で安心して住み続けられる住環境を形成していく役割があります。

### (2) 事業者の役割

住宅に関連する民間事業者は、住宅の供給や維持管理、流通等を通じ良質な住まいを市民に提供する直接的かつ重要な役割を担っています。

専門知識を駆使し、適切なアドバイスや技術を提供するなど、市民との信頼関係を構築するとともに、時代のニーズに応じた技術力の向上に努めるなど、安全で豊かな暮らしの実現に積極的に取り組む必要があります。

さらに、既存住宅の有効活用や多様なニーズに応じた住宅の供給など、住宅市場の活性化と併せて誰もが安心して暮らし続けることのできる住環境づくりに主体的にかかわることが求められています。

### (3) 関係団体の役割

住まいに関連する団体は、その専門的な知識による支援や情報提供、相談、セミナーの実施など、住宅施策の一翼を担っています。

市民・事業者・行政と連携し、地域課題の解決に関わるとともに、その際のコーディネーターとして、また、市民や地域に近い立場である強みを活かし、行政では手が届きにくい部分を補うことが期待されます。

### (4) 函館市（行政）の役割

函館市は、本計画で掲げた基本目標の実現に向け、市民や事業者等に周知・理解を図るとともに、住宅施策を積極的に推進する役割を担っています。

市営住宅等の適切な供給・管理を行うとともに、関係団体や事業者と連携し、居住の安定確保に取り組みます。

また、市民や事業者、関係団体の取組が進められるため情報提供や普及・啓発など必要な支援を行うほか、事業者や関係団体、市内のまちづくり、福祉、環境、防災、産業等の関連部局と連携し、効果的な施策の推進を図ります。

## 2 成果指標

本計画における基本目標の達成状況を把握・評価するため、次のとおり成果指標を設定します。  
 なお、成果指標のうち、函館市空家等対策計画などの関連計画で設定した成果指標を採用しているものは、当該計画の改訂にあわせて見直しを検討します。

### 【基本目標1】誰もが安心・安全に暮らし続けることができる住まいの実現

成果指標	直近の現状	目標（令和14(2032)年）
居住支援協議会における支援体制の整備	令和5(2023)年2月3日設立	居住支援協議会の運用
地震や台風に対する安全性（住環境）の満足度	(函館市の住まいに関するアンケート) 59.5%【令和3(2021)年度】	増加
居住世帯のある住宅の耐震化率	(耐震改修促進計画) 90.6%【令和2(2020)年度】	95% 【令和7(2025)年度】

### 【基本目標2】次世代に継承できる住宅ストックの形成

成果指標	直近の現状	目標（令和14(2032)年）
一定の省エネルギー対策 <sup>※1</sup> を講じた住宅ストックの割合	(住宅・土地統計調査) 75.5%【平成30(2018)年度】	80%
空家等 <sup>※2</sup> の解消と活用 ・重点対象地区内(西部・中央部地区)の特定空家等の解消と空家等の活用 ・重点対象地区外の特定空家等の解消	(空家等対策計画) ・重点対象地区内 特定空家等の解消：23棟 空家等の活用：13棟 ・重点対象地区外 特定空家等の解消：17棟 【令和3(2021)年度】	・重点対象地区内 特定空家等の解消：180棟 空家等の活用：110棟 ・重点対象地区外 特定空家等の解消：140棟 【令和7(2025)年度】
マンションの実態把握	—	実態調査の実施

※1 一定の省エネルギー対策とは、全てまたは一部の窓に、二重以上のサッシまたは複層ガラスを使用していることを指す。

※2 令和3(2021)年度の空家等の状況は、重点対象地区内で空家等726棟、うち、特定空家等は191棟、重点対象地区外で空家等600棟、うち、特定空家等は189棟となっている。

### 【基本目標3】まちづくりと連携した快適で魅力ある住環境の形成

成果指標	直近の現状	目標（令和14(2032)年）
居住誘導区域内の人口密度	(立地適正化計画) 56人/ha【平成27(2015)年】	45人/ha 【令和12(2030)年】
まちなみや景観に関する満足度	(函館市の住まいに関するアンケート) 69.7%【令和3(2021)年度】	増加
公園や広場の満足度	(環境基本計画) (函館市の環境に関する市民アンケート調査) 61.2%【令和3(2021)年度】	80% 【令和12(2030)年度】

### 3 計画の進行管理

本計画で掲げた目標や施策の実現に向け、マネジメントシステムの考え方に基づく「計画の立案（Plan）」、「計画の実行（Do）」、「計画の評価（Check）」、「計画の改善（Action）」のPDCAサイクルにより、計画の進行を管理します。

点検・評価にあたっては、計画の妥当性や実効性を高めるため、施策の進捗状況と成果指標の達成度を把握し、内部評価を行います。また、有識者や関係団体、公募市民からなる「函館市住宅施策のあり方に関する検討委員会」による外部評価を実施するとともに、必要に応じ見直しを行いながら、計画的に取組を進めます。

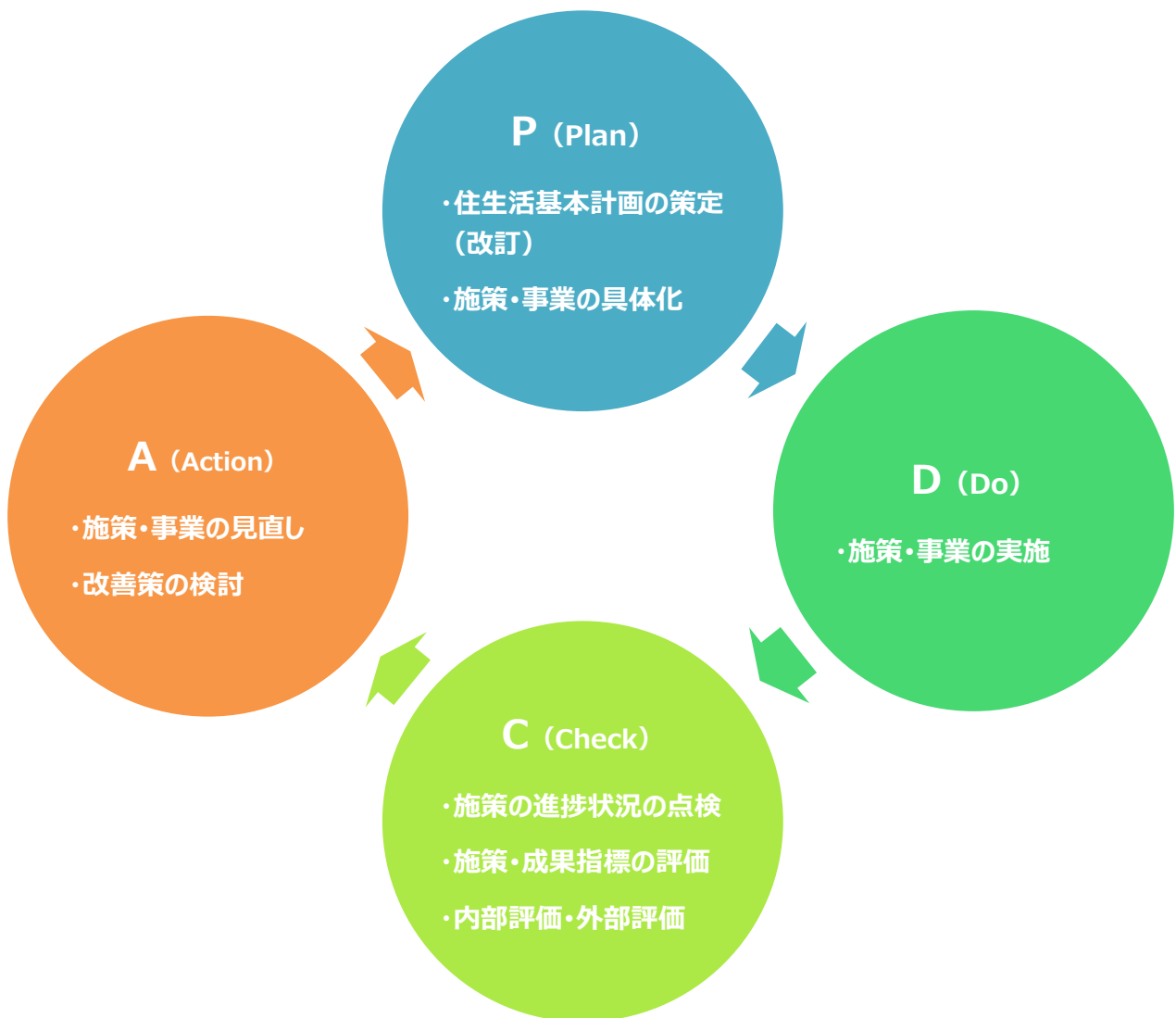


図 5-1 計画の PDCA サイクルのイメージ